

○農林水産省令第百三十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十五年十二月二十四日

農林水産大臣 亀井 善之

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
（第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「トリ科植物（付表
第三）及び「なす科植物（付表第三）」の下に「及
び第四十二」を加え、同表の十二の項植物の欄中
「及び第三十」を「第三十及び第四十二」に改
め、同表の付表に次のように加える。

四十二 ベルギー王国から発送され、他の地域
を経由しないで輸入されるきゅうり及びトマ
トの生果実であつて農林水産大臣が定める基
準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。